

処遇改善等加算

資料3-2

・目的

教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、

公定価格において、処遇Ⅰ（基礎分＋要件分）・処遇Ⅱ・処遇Ⅲを確保することにより、

賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。

・対象

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所
（私立認可保育所はすべて）

令和6年度の通知に基づいた資料です。
令和7年度の取扱いは、本資料の内容から
変更になる場合があります。

・構成

処遇改善等加算Ⅰ 職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費にかかる加算

処遇改善等加算Ⅱ 技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費にかかる加算

処遇改善等加算Ⅲ 収入を3%程度引き上げるための賃金の継続的な引上げ等に要する費用を確保するための加算

※処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて、川崎市で配置を求める市加配の職員について支払いを行うものや、国の加算を補完するために支払いを行う制度がある

処遇改善等加算 I

資料3-2

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（就業規則における常勤職員の勤務時間数（月120時間以上のものに限る）に達している者または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12％）

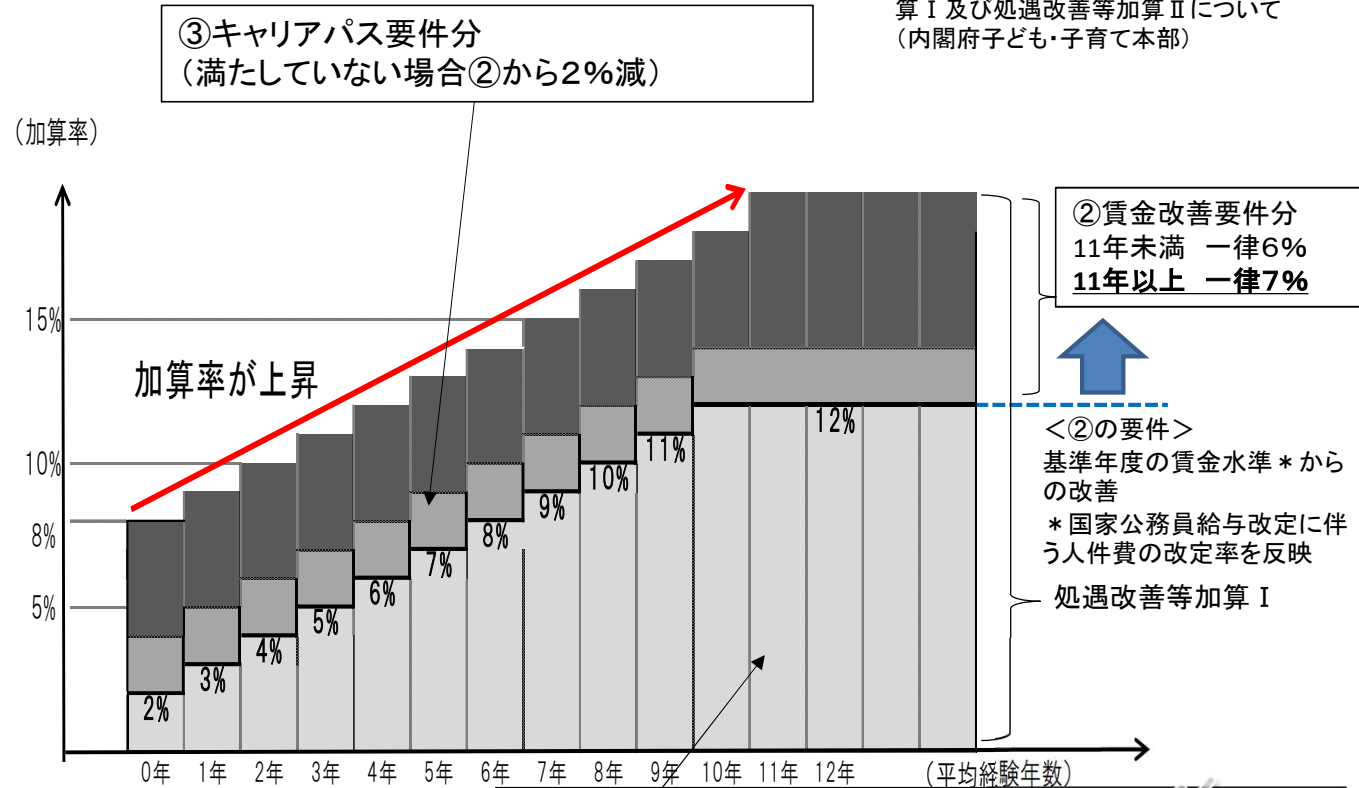
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6％、平均勤続年数11年以上の施設は7％）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2％減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて
（内閣府子ども・子育て本部）



＊新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8％を適用します。夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

①基礎分

※経験年数が上昇するとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要

処遇改善等加算Ⅱ

資料3-2

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等（副主任保育士・専門リーダー）

概ね7年以上の経験を有する者。

B 職務分野別リーダー

概ね3年以上の経験を有する者。

※キャリアアップ研修の要件（令和5年度から段階的に適用）は次頁以降参照。

発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

A 副主任保育士等

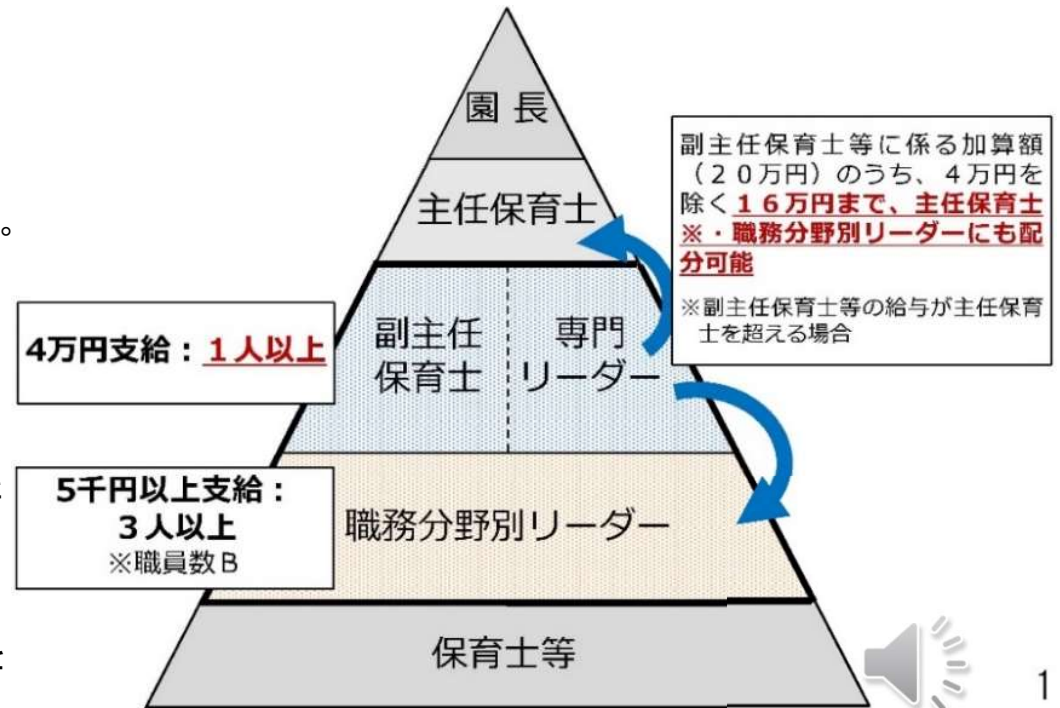
原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円以下の改善額とすることができる。

B 職務分野別リーダー

原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



引用：子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会資料（内閣府子ども・子育て本部）

処遇改善等加算Ⅱ概要図

資料3-2

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【専門分野別研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践（～R1）
- ⑧マネジメント（～R1）

【マネジメント研修】

・マネジメント研修

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効
- ※ ⑦⑧については令和元年度までに実施した研修に限る

＜標準規模の保育園（定員90人）の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長

＜平均勤続年数24年＞

主任保育士

＜平均勤続年数21年＞

副主任保育士

専門リーダー

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
（園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3）

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント＋3つ以上の専門分野別研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の専門分野別研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
（園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／5）

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野（左記①～⑦）の研修を修了
- ウ 修了した専門分野別研修に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 ＜平均勤続年数8年＞

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1／3及び1／5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。



処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料3-2

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されています。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。
なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出していただきます。
また、研修の修了日は修了証に記載の日付とします。

研修受講要件の適用時期

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち1つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち2つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち3つ以上</u>	専門分野別研修 <u>のうちの3以上</u> の研修分野 及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち1つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち2つ以上</u>	令和8年度から適用される研修受講要件 <u>のうち3つ以上</u>	専門分野別研修 <u>のうちの4以上</u> の研修分野
職務分野別リーダー (人数B)	研修受講要件を適用しない	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む <u>1以上</u>	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む <u>1以上</u>	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む <u>1以上</u>

市処遇改善等加算Ⅱ

資料3-2

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる常勤職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

【加算額】

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額。

令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

【加算額の施設間配分に関する取扱い】

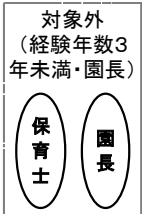
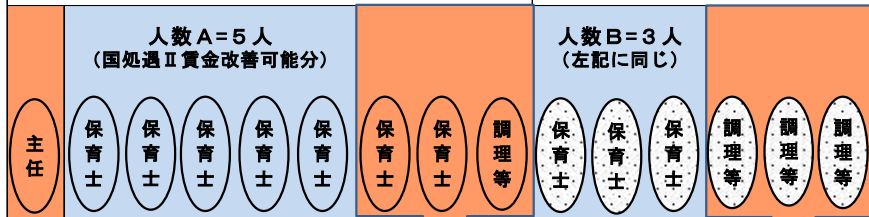
- ・市処遇Ⅱについては、施設間配分は行えない。
- ・国処遇Ⅱを他都市系列園に拠出した場合、拠出額と同額を市処遇Ⅱの加算額から減額する。

市処遇改善等加算Ⅱの運用モデル

＜定員＝90人、職員＝17人(園長1人、主任1人、保育士11人、調理員等4人。経験年数は以下のとおり)、人数A＝5人、人数B＝3人の場合＞

経験年数7年以上(園長・主任を除く)＝8人

経験年数3～6年＝6人



国処遇改善等加算Ⅱ

市処遇改善等加算Ⅱ

加算額の算定

○国処遇Ⅱにて改善の図れない経験年数3～6年の者・7年以上の者の賃金改善を補完する。
○年齢構造等による公平性の観点から、主任保育士に対する賃金改善を可能とするため市処遇Ⅱの算定については、主任保育士(一般的に7年目以上の職員分)を含むものとする。
※主任の配分額は、国処遇改善等加算Ⅱと同様5千円～4万円未満(国処遇Ⅱ+市処遇Ⅱ)

《加算保障額－国配分可能月額＝市加算月額》

加算保障額 ⇒ 7人(7年以上・4万円保障対象者1名除く) × 4万円 + 4万円(主任) + 6人(3～6年) × 5千円…①

国配分可能額 ⇒ 4人(人数A《保障対象者1名除く》) × 4万円 + 3人(人数B) × 5千円…②

市加算月額 ⇒ ①(35万円) - ②(17万5千円) = 17万5千円

令和5年度以降は、4万円または5千円の改善を行なうための金額として、法定福利費等の事業主負担増加額を付加した金額を用いる。

処遇改善等加算Ⅲ

資料3-2

1 概要

令和4年2月から実施された、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」から継続して、令和4年10月以降における賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を加算する。

2 主な要件

- ①加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- ②賃金改善計画書(誓約書)及び賃金改善実績報告書を提出すること。
- ③具体的な内容を職員に周知していること

3 配分対象職員

保育所等に勤務する職員 ※役員を兼務する施設長を除く

4 加算額

補助基準額 × 加算Ⅲ算定対象人数 ※ × 実施月数

※算定対象人数は、施設の定員区分や加算当年度の年齢別児童数(見込平均利用子ども数)、各種加算の適用状況に応じて、国の定める算出方法に基づき算出される職員数



市処遇改善等加算Ⅲ

資料3-2

1 事業概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

2 実施要件、対象施設・事業所

処遇改善等加算Ⅲに準じる。

3 算定対象職員

休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員・一時保育事業に係る配置職員

4 補助基準額

算定対象職員一名につき、月額11,000円

5 加算見込額(月額)

補助基準額(月額) × 算定対象職員数 ※

※ 算定対象職員数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月の休憩休息保育士・年休代替保育士・市調理員別の平均配置人数(見込)の合計数に、一時保育を実施している施設については、2人を上限として加えた人数

【国処遇改善等加算Ⅲの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅲの取扱い】

- ・国の加算額と異なり、市の加算額については、施設間配分は行えない。
- ・国加算額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市加算額を拠出額と同額分減額とする。



市処遇改善等加算Ⅲイメージ図

資料3-2

＜定員＝90人、職員＝24人(施設長1人、主任1人、保育士19人、調理員3人。一時保育事業実施＞
＜公定価格上の必要保育士数13名＋調理員2名＞＜市加配保育士数4名＋市加配調理員1名＋一時保育配置職員2名＞



＜留意事項＞

上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。
(ただし、一時保育に係る配置職員は原則賃金改善の対象職員とすること)

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

＜加算見込額(月額)＞

11,000円(補助基準額)×7名(算定対象職員数)

